

(別紙)

(対象業種)

令和5年7月改定日本標準産業分類に定める業種のうち、以下の業種に該当する者

大分類	中分類
D：建設業	—
E：製造業（※製造業は、右に掲げる中分類に該当する者）	09：食料品製造業 12：木材・木製品製造業（家具を除く） 14：パルプ・紙・紙加工品製造業 16：化学工業 17：石油製品・石炭製品製造業 18：プラスチック製品製造業 19：ゴム製品製造業 21：窯業・土石製品製造業 22：鉄鋼業 23：非鉄金属製造業 24：金属製品製造業 26：生産用機械器具製造業 27：業務用機械器具製造業 28：電子部品・デバイス・電子回路製造業 29：電気機械器具製造業 31：輸送用機械器具製造業
H：運輸業、郵便業	—
I：卸売業、小売業	—
L：学術研究、専門・技術サービス業	—
M：宿泊業、飲食サービス業	—
N：生活関連サービス業、娯楽業	—
P：医療、福祉業	—
R：サービス業【他に分類されないもの】	—